

法制審議会民法(遺言関係)部会  
第5回会議海外法制ヒアリング資料

# フランスにおける遺言制度の概要と そのデジタル化の現状

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院・講師  
柳迫 周平

**YNU** 横浜国立大学  
YOKOHAMA National University

[www.ynu.ac.jp](http://www.ynu.ac.jp)

## 1. フランスにおける遺言制度の概要－方式要件を中心に

- フランス法における遺言

⇒要式行為の一種。方式違反の遺言は無効（民法典1001条）

- フランスにおける遺言の方式－普通方式と特別方式の2つに大別。

**【普通方式】**

⇒自筆遺言、公証遺言、秘密遺言（以上、民法典で規定）

⇒国際遺言（1994年批准の「国際遺言の方式についての統一法に関する条約」による）

**【特別方式】**

⇒軍人遺言、伝染病隔離者遺言、離島にある者の遺言、船員遺言、国外遺言

## 1. 1. すべての遺言に共通する要件

- 筆記されたものであることが必要

⇒口述のみによる遺言は不可。その結果、録音や録画のみによる遺言はできない。

(筆記を求める趣旨: 遺言者の熟慮の促進、真意性の確保、遺言者の最終意思を明確な形で保存する等)

- 撤回可能性: 一定の方式に従い、効力発生(遺言者死亡時)までは自由に撤回可能。

[撤回の方法]

- 撤回遺言、遺言を撤回する旨の申述を記した公証証書(民法典1035条)
- 前遺言と両立しない内容を含む遺言(1036条)
- 遺贈目的物の譲渡(1038条)
- (もっぱら自筆遺言の場合)遺言書の破棄(判例)

## 1. 2. 1. 自筆遺言の方式

- 自筆遺言の要件(970条):以下のすべてを遺言者自ら行うことで作成する。
    - ①全文を手書きで作成し、
    - ②手書きで遺言の作成年月日を記入し、
    - ③遺言の条項の末尾に署名をする。
- ⇒その作成においてワープロソフト等を用いることはできない。

## 1. 2. 1. 自筆遺言の方式

- 破毀院民事第1部2009年6月17日判決

⇒パーキンソン病であった遺言者が本文、日付、署名をすべて手書きで作成したうえで、タイプライターでその内容をほぼすべて書き写したものを添付した事案。

⇒破毀院は、あくまで遺言自体は手書きで書かれた文書から構成されるとしたうえで、その解読を助けるために手書きの文書をタイプライターで書き写したものを添付したとしても遺言の効力は妨げられないと判断。

- 遺言書のひな型の書き写しと全文自書要件

⇒公証人の作成したひな形やインターネット上で提供されている遺言文例作成サービスで作成された文例をそのまま遺言者が書き写すことで作成しても、遺言者自身が内容を理解している以上は自書要件には反しない。

## 1. 2. 2. 公証遺言の方式

- 公証遺言の要件

- ① 2名の公証人又は1人の公証人＋2人の証人の立会い(971条)

- ② 遺言者による遺言内容の口授

- ③ 公証人による遺言者の口述内容の書き取り(以上、972条1項、2項)

(書き取りは手書きでなくてもよい。また、公証人が使用人等に書き取らせてもよい)

- ④ 公証人による遺言者に対する筆記内容の読み聞かせ(同条3項)

- ⑤ 公証人は形式要件を遵守し証書が作成された旨を付記する(同条7項)

- ⑥ 遺言者、公証人及び証人による署名(973条、974条)

※フランスでは公証遺言の作成もそれほど多くなく、公証人が遺言作成に関与する場合でも前述のように公証人作成のひな型等を遺言者に書き写させることで自筆遺言の方式で作成するほうが一般的とされる。

## 1. 2. 2. 公証遺言の方式

- 公証人や証人の立会いについて

⇒遺言者による口授と公証人によるその趣旨の筆記の段階では立会いが必要。また、遺言者による署名時も立会いが必要。

⇒条文の文言上は、公証人による筆記内容の遺言者への読み聞かせの段階では、立会い不要とも読めるが、学説上ではここでも立会いが必要との指摘もある。

- 証人適格について

⇒フランス語を理解する成年者で、署名ができ、私権を享有している者(980条)。

⇒夫婦が同時に同一の遺言における証人となることはできない(同条)。

⇒受遺者やその4親等以内の親族、立ち会う公証人の研修生(975条)、公証人及び遺言者の直系親族、3親等以内の傍系親族も証人となることはできない(1971年11月26日のデクレ第3条)。

## 1. 2. 3. 秘密遺言の方式

- 秘密遺言の要件(976条):あまり使われない。

### ①遺言書本文の作成と署名

(本文は手書きでなくても、遺言者本人による作成でなくてもよい)

### ②遺言内容が記載された用紙又はそれを入れた封筒を閉じ、封印をする。

③封印をした遺言を遺言者は公証人及び2名の証人の前に提出し、中身が自己の遺言であり、自ら署名してあること、誰が本文を作成したのか(遺言者自身か第三者か)、何で作成したのか(手書きかタイプかなど)を申述する。

④公証人は作成日や場所等を記載した上書き証書(acte de suscription)と呼ばれる提出を確認する調書を作成し、公証人、証人及び遺言者が署名する。

## 1. 2. 4. 国際遺言の方式

- 国際遺言：その利用は少ないが渉外事案に限られない。

⇒1973年10月26日にユニドロワが採択し、1994年にフランスが批准した「国際遺言の方式についての統一法に関する条約」に附属する「国際遺言の方式についての統一法」により規律。

### ①筆記により遺言を作成

(筆記方法は手書きでもワードソフト等でもよく、第三者による作成でもよい)

②遺言者が1人の公証人及び2人の証人の立会いの下、その文書が自己の遺言であり、自らその内容を把握している旨、申述する(内容自体を明らかにする必要はない)。

③上記公証人及び証人の立会いの下、遺言者が署名をし、公証人及び証人も遺言者の立会いの下で署名する。

④公証人が遺言の末尾に③の署名日(これが遺言の日付となる)を記す。

### 1. 3. 遺言書保管制度等について(自筆遺言・公証遺言を念頭に)

- 保管制度について

⇒公証遺言はそれを作成した公証人の事務所で保管される。

⇒自筆遺言等その他の遺言も公証人に対して保管を依頼することが可能。

- 遺言登録制度(終意処分中央ファイル(FCDDV))について

⇒誰の遺言がどこの公証人の事務所で保管されているのかを登録する制度(遺言内容自体を登録する制度ではない)。

⇒公証遺言だけではなく、公証人の下で保管されている自筆遺言等についてもFCDDVに登録することが可能。

⇒遺言者の死後、誰でもインターネット上でFCDDV上で被相続人の遺言が登録されているか照会可能(ただし、1照会あたり15ユーロの手数料が必要)。

## 2. 遺言制度のデジタル化をめぐる動向

- 遺言制度のデジタル化をめぐるフランスの到達点

⇒現状として遺言制度におけるデジタル技術の活用が進んでいるわけではない。

### 【録音・録画方式の遺言について】

⇒口述遺言の禁止（遺言は書かれたものでなければならないという原則）から不可

### 【ビデオ会議システムを利用した公証人・証人の立会いについて】

⇒公証実務においてビデオ会議システムは利用されているが、遺言作成においてその活用は困難との指摘がある。

※公証人が職務上用いることのできるビデオ会議システム及びカメラ、マイク等は高度なセキュリティが確保されているとして認証されたもののみ利用可能

## 2. 遺言制度のデジタル化をめぐる動向

- 遺言制度のデジタル化をめぐるフランスの到達点

- 【電子文書の形式による遺言の作成について】

- ・自筆遺言等の私署証書については、家族法・相続法に関するものは明文上で電子的な形での書面の作成が否定されているため不可（民法典1175条）

- ・公証人が作成する公署証書である公証遺言について、民法典の条文上は否定されていない。

⇒ただし、実務的には、有効な電子署名の付与という課題に直面し、困難とされる。

（公証人2名の立会いの下、作成する場合、公証人が職務上用いる電子署名の方式は技術上同一書面に複数名の電子署名を付与できず、1名の公証人及び2名の証人の立会いの場合は、証人が法的効力が認められる電子署名（民法典1367条参照）を保持していないことも多いという問題があるとされる）

## 2. 遺言制度のデジタル化をめぐる動向

- 2021年第117回公証人大会における提案

⇒遺言制度のデジタル化に関して以下の立法提案が採択されているが、その後の動きに結びついているという状況ではない。

- ・特別方式の遺言として、「普通的方式によって遺言をすることが妨げられるような例外的な状況にある場合、遺言はデジタル方式を含めたあらゆる方法によってなされうる」という規定の新設。
- ・公証遺言の作成における立会い要件の緩和(1名の公証人の立会いのみで十分とすることで電子署名をめぐる技術上の問題をクリアしようとする)